

アドバイザーコーチ等への謝金にかかる源泉徴収について

福島県スポーツ選手育成事業負担金事業等でアドバイザーコーチ等に講師謝金及び旅費を支出する場合には、支払者側の各競技団体が源泉徴収を行わなければなりません。

つきましては、以下の内容をご参照のうえ適切に対応されるようお願いいたします。

1. 報酬・料金等の源泉徴収事務

アドバイザーコーチ等に支払う報酬等の源泉徴収事務とは、講演料、技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料などの報酬・料金等の支払者が、その支払の際に一定の税率により所得税及び復興特別所得税を徴収して納付する事務のことです。

源泉徴収の対象とされている報酬・料金等の範囲及び税額の計算方法は、次の表のとおりです。(アドバイザーコーチに該当する部分の抜粋。)

源泉徴収の対象となる報酬・料金等	税額の計算方法
<u>4 原稿料、講演料など</u> … (中略) <u>講演料、<u>技芸・スポーツ・知識等の教授・指導料</u></u> 、(中略) … など	<u>支払金額 × 10.21%</u> ただし、同一人に対して1回に支払う金額が100万円を超える場合には、その100万円を超える部分については、20.42%

2. 源泉徴収の対象となる報酬・料金等に含まれるもの、含まれないもの

(1) 謝金、取材費、調査費、車代などの名目で支払をする場合がありますが、これらの実態が原稿料や講演料と同じ場合には、すべて源泉徴収の対象になります。

(2) 旅費や宿泊費などの支払も原則的には報酬・料金等に含まれます。しかし、通常必要な範囲の金額で、報酬・料金等の支払者が直接ホテルや旅行会社等に支払った場合は、報酬・料金等を含めなくてもよいことになっています。

【計算例①】 アドバイザーコーチに謝金のみ 22,274 円を支出する場合

〈源泉徴収税額〉 $22,274 \text{ 円} \times 10.21\% = 2,274.17 \text{ 円} \rightarrow \underline{2,274 \text{ 円}}$ (1円未満切捨て)

〈謝金支払額〉 $22,274 \text{ 円} - 2,274 \text{ 円} = \underline{20,000 \text{ 円}}$

【計算例②】 アドバイザーコーチに謝金 30,000 円及び旅費 16,000 円を支出する場合

〈源泉徴収税額〉 $(30,000 \text{ 円} + 16,000 \text{ 円}) \times 10.21\% = 4,696.6 \text{ 円} \rightarrow \underline{4,696 \text{ 円}}$ (同上)

〈謝金等支払額〉 $(30,000 \text{ 円} + 16,000 \text{ 円}) - 4,696 \text{ 円} = \underline{41,304 \text{ 円}}$

4. 関係書類

(1) 報酬・料金等の支払調書

① 報酬支払者(各競技団体)は、その報酬などについてその支払を受ける者ごとに支払金額や源泉徴収税額などを記載した「支払調書」を作成し、翌年1月31日までに合計表とともに税務署長に提出しなければならないこととされています。(別紙1)

② ただし、同一人に対するその年中の報酬支払金額が5万円以下であるものについては、支払調書を税務署長に提出する必要はありません。

③ 支払者から報酬を受けた側に支払調書を提供することは義務ではありません。

しかし、報酬を受けた側に支払調書を提供することが商慣習となっており、確定申告

前の1月中旬～下旬頃に、前年分の支払調書を送付しています。

- ③平成28年1月1日以後の謝金の支払等に係る支払調書の税務署提出分には、マイナンバー（個人番号）又は法人番号の記載が必要となります。ただし、報酬を受けた側に提供する支払調書にはマイナンバーを記載することはできません。（別紙2）

(2) 源泉徴収所得税の納付

競技団体は、報酬を支払った月の翌月10日（10日が土日祝の場合は土日祝の翌日）までに、「納付書」を作成し、最寄りの金融機関または管轄の税務署で納付します。

「納付書」（報酬・料金等の所得税徴収高計算書）は、管轄の税務署でもらえます。

- ①最上部の年度・税務署名・整理番号、左下の徴収義務者の欄に支払者の情報を記入。

※右上の整理番号欄は、整理番号がない競技団体の場合には記入不要。

- ②納期等の区分・・・報酬・料金を支払った年月を記入。
 ③区分・・・上部の説明より講師謝金のコード「01」と記入。
 ④人員・・・その月に報酬を支払った実人員を記入。
 ⑤支払額・・・その月に支払った報酬・料金等の総額を記入。
 ⑥税額・・・総額×税率による税額を記入。合計額を「本税」と「合計額」に記入。

合計額の金額の前には「¥」マークを必ず記入。

5. 源泉徴収を行わなかった場合等

源泉徴収が必要な報酬について源泉徴収を行わなかった場合でも、報酬支払者側の責任で納税しなければなりません。支払者は、次回の講師謝金支払の際に前回源泉徴収し忘れた分を差し引いて支給するなどの対応が必要です。

また、期限までに納付をしなかった場合には延滞税などを負担する可能性がありますので注意が必要です。

6. その他

上記の説明は国税庁の説明を簡易的にまとめたものです。正確には国税庁HPをご参照になるほか、管轄の税務署または本協会にお問い合わせくださるようお願いいたします。

法定調書に関するFAQ

(1) 法定調書関係(総論)

Q1-1 本人へ交付する源泉徴収票や支払調書へマイナンバー(個人番号)を記載してよいですか。

(答) 税法上、本人に対して交付する義務がある源泉徴収票や支払通知書等には、マイナンバー(個人番号)(※給与所得の源泉徴収票及び退職所得の源泉徴収票については、支払者の法人番号を含む。)の記載はしません。

なお、税法上、本人に対して交付する義務がない法定調書についても、支払内容の確認などのために本人に対して写しを交付する場合がありますが、そのような行為は、番号法上の特定個人情報の提供制限を受けることとなるため、本人及び支払者等のマイナンバー(個人番号)を記載することはできません。

Q1-2 従業員や講演料等の支払先等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合、どのように対応すればよいですか。

(答) 法定調書の作成などに際し、従業員等からマイナンバー(個人番号)の提供を受けられない場合でも、安易に法定調書等にマイナンバー(個人番号)を記載しないで税務署等に書類を提出せず、従業員等に対してマイナンバー(個人番号)の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることを伝え、提供を求めてください。

それでもなお、提供を受けられない場合は、提供を求めた経過等を記録、保存するなどし、単なる義務違反でないことを明確にしておいてください。

経過等の記録がなければ、マイナンバー(個人番号)の提供を受けていないのか、あるいは提供を受けたのに紛失したのかが判別できません。特定個人情報保護の観点からも、経過等の記録をお願いします。

なお、税務署では、番号制度導入直後の混乱を回避する観点などを考慮し、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載がない場合でも書類を収受することとしていますが、マイナンバー(個人番号)・法人番号の記載は、法律(国税通則法、所得税法等)で定められた義務であることから、今後の法定調書の作成などのために、今回マイナンバー(個人番号)の提供を受けられなかった方に対して、引き続きマイナンバーの提供を求めていただきますようお願いいたします。

Q1-3 マイナンバー制度が導入されることにより、法定調書の提出義務の範囲やその基準に変更はありますか。

(答) 法定調書の提出義務の範囲やその基準について、マイナンバー制度の導入に伴う変更はありません。

Q1-4 当初、マイナンバー(個人番号)の提供を受けられなかったため法定調書にマイナンバー(個人番号)を記載せずに提出し、その後になってマイナンバー(個人番号)の提供を受けられた場合には法定調書を再提出(無効分・訂正分を提出)する必要はありますか。

(答) マイナンバー(個人番号)は、住所や氏名と同様に法令で定められた記載事項(法定記載事項)となっており、マイナンバー(個人番号)を記載すべき法定調書にマイナンバー(個人番号)の記載がない調書は、法定記載事項を満たしていないこととなります。そのため、マイナンバー(個人番号)の記載がない法定調書の提出後にマイナンバー(個人番号)の提供を受けた場合には、原則として再提出していただく必要があります。

しかし、マイナンバー(個人番号)以外の事項が正しく記載されている場合には、法定調書の提出義務がある方の事務負担に鑑み、再提出をしなくても差し支えありません。

ただし、再提出をしない場合には、税務署から記載がない理由を確認させていただく場合がありますので、マイナンバー(個人番号)の取得の経緯を記録するとともに、次回以降法定調書を提出する際には確実にマイナンバー(個人番号)を記載するように留意してください。

なお、マイナンバー(個人番号)を記載していたものの、記載したマイナンバー(個人番号)に誤りがあった場合には、従来の法定調書の訂正方法と同様に訂正(無効分・訂正分を提出)する必要があります。

※ 支払を受ける方等からマイナンバー(個人番号)の告知を受けることについて3年間の猶予が設けられている法定調書があります(特定口座年間取引報告書など。詳しくは [Q1-10](#) を参照。)が、これらの法定調書について、猶予期間中にマイナンバー(個人番号)の告知を受けた場合には、告知を受けた後に提出する法定調書からマイナンバー(個人番号)を記載して提出する必要があります。

Q1-5 支払を受ける者からマイナンバー(個人番号)の提供が受けられなかった場合、マイナンバー(個人番号)を記載せずに法定調書を提出することとなりますが、その場合、摘要欄に何か表示する必要はありますか。

(答) マイナンバー(個人番号)の記載がない理由を摘要欄に記載する必要はありませんが、記載のない理由を確認させていただく場合がありますので、記載できない理由等を別途記録するなど、分かるようにしておいていただくようお願いします。

Q1-6 法定調書を提出した後に、マイナンバー(個人番号)が変更された方について、変更後のマイナンバー(個人番号)により再度法定調書を提出する必要がありますか。

(答) 法定調書を作成する日の現況によるマイナンバー(個人番号)を記載するため、法定調書を提出した後に、マイナンバー(個人番号)が変更された方については、再度法定調書を提出する必要はありません。

なお、マイナンバー(個人番号)の変更後に提出する法定調書については、変更後のマイナンバー(個人番号)を記載する必要があります。

Q1-7 提出基準に満たない金額の法定調書を作成し提出する場合に、番号を記載する必要はありますか。

(答) 金銭等の支払時等において、法定調書を提出しないことが明らかである場合には、個人番号関係事務は生じないことから、マイナンバー(個人番号)を取得することは認められません。

なお、支払金額が税法の定める一定の金額に満たず、税務署長に提出することを要しないとされている法定調書についても、税務署に提出する場合には、法定調書に変わりありませんので、支払者や支払を受ける方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号を記載する必要があります。

※ 個人情報委員会ガイドライン [FAQ\(Q1-8\)](#) に、法定調書に記載するためにマイナンバー(個人番号)を利用することができる旨の記述がありますのでご確認ください。

Q1-8 法定調書の提出漏れが判明し、過去の分の法定調書の提出が必要となった場合、マイナンバー(個人番号)又は法人番号を記載して提出する必要はありますか。

(答) 平成 28 年 1 月 1 日以後の金銭等の支払等に係る法定調書を提出した後に、提出漏れがあったことにより、追加で提出する場合には、マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載が必要となります。

一方で、平成 27 年 12 月 31 日以前の金銭等の支払等に係る法定調書については、たとえ提出が平成 28 年 1 月 1 日以後になった場合でも、マイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載は必要ありません(マイナンバー(個人番号)については番号法上、記載することは認められていません。)

Q1-9 平成 27 年分の法定調書を平成 28 年 1 月 1 日以後に提出する場合、新旧どちらの「レコードの内容及び記録要領」を使用すればよいですか。

(答) 平成 28 年 1 月 1 日以後に提出するものであれば、新しい「レコードの内容及び記録要領」によって提出することとなっております。

また、平成 27 年 12 月 31 日以前の金銭等の支払等に係る法定調書を光ディスク等により提出する場合には、現行の「レコードの内容及び記録要領」によって提出しても差し支えありません。

なお、新しい「レコードの内容及び記録要領」により平成 27 年分の法定調書を提出する場合には、番号欄には、何も記録しないでください。

Q1-10 法定調書の対象となる金銭の支払を受ける者等からのマイナンバー(個人番号)・法人番号の提供を受けることについては、猶予期間があると聞いていますが、全ての法定調書にマイナンバー(個人番号)・法人番号を記載する必要はないのですか。

(答) 「配当、剰余金の分配及び基金利息の支払調書」や「特定口座年間取引報告書」等の税法に告知義務が規定されている一部の法定調書のうち、所得税法施行令第 336 条第 2 項に規定するいわゆる「みなし告知」の適用がある場合(「税法上告知したものとみなされる取引」)など、金融商品取引業者等において継続的な取引が行われているものについては、マイナンバー(個人番号)・法人番号の告知について 3 年間の猶予規定が設けられており、その間において告知を受けるまではマイナンバー(個人番号)・法人番号を法定調書に記載する必要はありません。

ただし、「給与所得の源泉徴収票」や「報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書」等、猶予規定が設けられていない法定調書については、平成 28 年 1 月以後の金銭等の支払等に係る法定調書の提出までにマイナンバー(個人番号)・法人番号の提供を受け、記載していただく必要があります。

Q1-11 3 年間の猶予規定が設けられている法定調書について、支払者(法定調書の提出者)の番号の記載も猶予されますか。

(答) 3 年間の猶予規定は、支払を受ける方のマイナンバー(個人番号)又は法人番号の告知及び記載が猶予されるものであり、支払者(法定調書の提出の義務がある方)のマイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載については、猶予されません。

(3) 法定調書関係(報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書)

Q3-1 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書の写しを、本人に交付する場合には、マイナンバー(個人番号)及び法人番号を当該調書に記載してもよいですか。

(答) 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書は、所得税法上、本人に交付する義務がないため、報酬等の支払調書の写しを本人に交付する場合には、番号法上の特定個人情報の提供制限を受けることとなることから、マイナンバー(個人番号)を記載することはできません。

Q3-2 支払金額が税法の定める一定の金額を超え、報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書などを税務署長に提出する必要があると判断できた段階で支払先からマイナンバー(個人番号)を収集しようと考えていますが、それでよいでしょうか。また、収集したが結果として法定調書の提出が不要になった場合、マイナンバー(個人番号)を廃棄する必要があると思いますが、その廃棄作業を行うまでの期間はどの程度許容されますか。

(答) ご質問のように、法定調書の提出の要否が判断できた段階でマイナンバー(個人番号)を収集することができます。

また、収集した番号が不要となった場合には、毎年度末に廃棄を行う等の通常の事務の廃棄のタイミング等を捉えるなど、マイナンバー(個人番号)及び特定個人情報の保有に係る安全性及び事務の効率性等勘案し、適切に対応してください。

Q3-3 報酬、料金、契約金及び賞金の支払調書へのマイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載開始時期はいつからですか。

(答) 平成28年1月1日以後に支払の確定する報酬等に係る支払調書からマイナンバー(個人番号)又は法人番号の記載が必要になります。

(参考) 所規改正附則(平成二六年七月九日財務省令第五三号)第61条